

【みなと中央公園(おんでこドーム)】施設利用に際しての予防対策ガイドライン

令和2年5月28日制定

佐渡市両津支所

新型コロナウイルス感染拡大防止とみなと中央公園（おんでこドーム）（以下「施設」という。）での活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、施設内における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

1 対策の期間 6月1日から当分の間

2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模や利用の形態を十分に踏まえて、施設及びその周辺地域において、職員及び施設の管理運営をする者（以下「職員等」という。）並びに施設利用者（以下「利用者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場所では感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これら进行避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底する。

3 具体的な対策

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、職員等や利用者の動線や接触等のリスクを評価するとともに、実施事業によっては大勢の人の移動等が想定されることもあるため、③集客施設としてのリスクや④地域における感染状況のリスクにも留意し、以下の対策を講じた上で利用させること。

(1) 施設使用における感染防止対策

- ① できるだけ人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)
- ② 椅子を利用する場合の着席数の制限(椅子の数を減らして間隔をあける、互い違いに着席する等)
- ③ 手指消毒の徹底をする。
- ④ 施設利用に係る「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」で感染症対策の確認をする。
- ⑤ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行う。
(当分の間、100人を上限の目安とする。)

- ⑥ その他必要な感染症予防対策
- ⑦ 具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断される場合は、施設使用に係る申請者（以下「主催者」という。）に対して、事業の自粛を促す。

(2) 利用者の安全確保のために実施すること。

- ① 次の項目に該当する方の利用は控えるよう周知する。
 - ・ 37.5 度以上（又は平熱比 1 度以上）の発熱がある場合
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染者が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している地域への訪問歴がある場合
- ② 施設利用日は、「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」により感染症対策の確認を行った後、活動し、終了後提出すること。
- ③ 参加者の氏名及び緊急連絡先を把握するため、主催者に対して参加者名簿の提出を求める。また、主催者には、参加者の情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されうることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
- ④ 三つの密（密閉、密集、密接）を回避すること。
 - ・ 人との間隔は 2 m を目安に間隔をあける。
 - ・ 入場時、込み合う場合も同様に間隔をあける。
 - ・ 大声での会話等を避ける
- ⑤ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。
- ⑥ マスクを持参すること。
- ⑦ 活動の動線を考慮し、入口になる場所（受付場所等）に手指消毒の消毒設備を設置し消毒、又は手洗い場で手指の洗浄を実施する。
- ⑧ 受付場所を設置する場合は、ビニールカーテンなどにより主催受付者と利用者との間を遮断する又は、正面で受付を行わないようするなど工夫し、飛沫感染を予防する。
- ⑨ 施設内での飲食は、最低 1 m（できるだけ 2 m を目安に）間隔をあけて座席を配置し、対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ⑩ 机・椅子を利用する場合は、机や椅子の背もたれについて定期的に消毒を行う。
- ⑪ 活動で発生するごみは、各自で持ち帰る。
 - ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
 - ・ 清掃、ごみの廃棄を行う場合は、マスクや手袋の着用を徹底し、廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。
- ⑫ 備品等の貸出物については十分な消毒を行うものとするが、十分な消毒が行えない場合は、貸出を行わないこととする。
- ⑬ パンフレット等の配布物は、できるだけ手渡しで配布せず、設置したもの

を参加者が取る等の工夫をする。

(3) 職員等の安全管理のために実施すること。

- ① 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に 37.5 度以上(又は平熱比1度以上)の熱が記録された場合や、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果は両津支所で記録する。
- ② 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ③ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(4) 施設利用に当たって特に留意すべきこと。

- ① 直接手で触れることができる展示物等はできるだけ展示しない。
- ② できるだけ人との接触を避け、対人距離を確保できる人数に制限する。
- ③ 施設利用中に感染が疑われる者がでた場合、以下のとおり対応する。
 - ・速やかに他の利用者と離れた場所へ避難させて待機させる。
 - ・対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - ・職員は保健所に連絡し、指示を受ける。

(5) 施設管理

- ① 清掃、消毒を実施する。
- ② 特に、ドアノブなど手が触れる場合は定期的に消毒を行うとともに、手が触れる機会が最低限となるよう工夫する。(例：ドアを開けておく。)
- ③ 高頻度接触部位(机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すりなど)については、定期的に消毒を行う。

(6) トイレ

- ① 不特定多数が接触する場所(便器、床、ドアノブなど)は、清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し清掃を行う。

(7) 広報・周知

職員等及び利用者に対して、次の事項を周知する。

- ・社会的距離の確保の徹底
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・健康管理の徹底
- ・差別防止の徹底
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応

○参加者名簿

団体名：

利用日：令和2年 月 日

施設で感染者が発生した場合に保健所に連絡できるように使用するものですので、ご協力をお願いします。

No.	氏名	地区(行政区)	電話	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				